

令和7年度第23回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：令和8年3月24日

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線2553〕

① 件名	
石巻市放課後児童クラブの定員数の変更について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 本市の放課後児童クラブは、現在、全48か所で運営しており、女性の就業率の上昇や共働き家庭の増加を背景に令和7年度の利用児童が5地区において定員数を上回り、待機児童が発生する状況であるほか、令和8年度の利用申請の受付状況においても同様に待機児童が発生している。 特に25名以上の待機児童が発生している釜地区及び蛇田地区のうち、釜地区については、釜地区第三放課後児童クラブを新規設置することで待機児童の解消を図ることとなったものの、建設年である令和8年度についても解消対策が求められている。 また、蛇田地区については、定員に達していない向陽地区第二放課後児童クラブを代替場所とすることで応急措置を講じたが、令和8年度以降の抜本的な対策が必要となっている。 今般、各放課後児童クラブ運営委託事業者との協議の結果、指導員の増員等により支援体制を整備することが可能となった。</p> <p>【目的】 放課後児童クラブの定員数を変更することで、待機児童を解消し、児童の安全の確保及び健全育成を図るもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 放課後児童健全育成事業実施要綱（令和5年こども家庭庁成育局長通知） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号） 放課後児童クラブ運営指針（令和7年こども家庭庁成育局長通知） 石巻市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第146号） 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第42号） 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則（平成17年規則第94号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第1節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和6年11月	令和7年度石巻市放課後児童クラブ利用申請受付
12月	釜地区・蛇田地区において多くの待機児童が発生 各小学校長と協議
令和7年6月	市議会第2回定例会において釜地区第二・第三放課後児童クラブ（移設・新設） 関係予算が可決
11月	令和8年度石巻市放課後児童クラブ利用申請受付
12月	釜地区・蛇田地区において多くの待機児童が発生 各放課後児童クラブ所長と協議
令和8年1月	令和8年度当初予算裁定

⑤ 主な内容		
【変更内容】 釜地区第二、蛇田地区第一、蛇田地区第二放課後児童クラブの定員数を以下のとおり変更する。		
【定員数】		
名称	令和8年度～	現行
釜地区第二	70人	50人
蛇田地区第一	70人	40人
蛇田地区第二	50人	40人
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
【影響・効果】 保護者の就労等により家庭での養育が受けられない児童に対し、放課後に過ごす生活の場を提供することで、待機児童の解消に繋がり、引き続き児童の安全確保と健全育成が図られる。		
【市財政への負担】 令和8年度当初予算額（定員変更に係る主な費用）		
委託料		
・釜地区（第二）	12,766千円	
・蛇田地区（第一・第二）	12,290千円	
（財源）子ども・子育て支援交付金（国1/3、県1/3）	16,704千円	
一般財源	8,352千円	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
放課後児童クラブを実施している県内自治体	14市20町	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
令和8年3月	石巻市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日） 学校や保護者への周知	
4月	令和8年度石巻市放課後児童健全育成事業運営業務委託契約締結	
⑨ その他		